資料２　付帯事業に係る要求水準

## （１）総則

付帯事業は、本施設及び本事業用地において、本施設の利用促進、利用者の利便性向上等を図るため、事業者が独立採算によって実施する業務とする。事業者は、付帯事業に係る料金を設定し、本業務から得られる収入を自らの収入とすることができる。付帯事業の具体的な内容は、実施前に市の承認を得るものとする。また、実施にあたっては、関係法令に則ること。なお、（３）及び（４）の整備等予定者が提案する付帯事業については、本事業の公募までの間に内容が変更される場合がある。

## （２）付帯事業（運営予定者が提案し、実施しなければならないもの）

### ア　障がい者スポーツ体験プログラム等の提供業務

事業者は、障がいのある人とない人との交流、障がいや障がいのある人に対する理解、障がい者スポーツへの関心を促すために、障がい者スポーツ体験プログラムその他運営業務の目的（運営業務要求水準書３（１）ア）に資するプログラムを提供すること。

#### （ア）基本的な考え方

##### ａ　具体的なプログラム内容は事業者の提案に委ねるものとし、市が適否を判断する。

##### ｂ　VR等を含めデジタル技術を活用したスポーツやｅスポーツなどの新しいスポーツを楽しめるプログラムを提供すること。

#### （イ）業務実施上の留意点

##### ａ　事業者は、参加料を設定し、本業務から得られる収入を自らの収入とすることができる。

##### ｂ　事業者は、ａの参加料以外に、民間企業から協賛を募ることで得られる収入を自らの収入とすることができる。

##### ｃ　本業務に係る本施設の使用料（光熱水費を含む。）は無償とする。

#### （ウ）整備等予定者による本業務の提案

事業者は、運営予定者が提案し、実施する本業務に加えて、追加で本業務を提案し、実施することができる。

## （３）付帯事業（整備等予定者が提案し、実施しなければならないもの）

### ア　飲食の提供

事業者は、施設利用者の利便性の向上のため、軽食や飲料等を販売する自動販売機及び販売スペース（軽食コーナー）を設置すること。

#### （ア）基本的な考え方

##### ａ　自動販売機の設置台数、設置場所は事業者の提案に委ねるものとし、市が適否を判断する。

##### ｂ　軽食コーナーの規模、設置場所は事業者の提案に委ねるものとし、市が適否を判断する。

##### ｃ　事業者は、市と協議の上、利用者の状況に応じて時間帯を限って運営することも可とする。

##### ｄ　事業者は、光熱水費を含む全ての費用を負担し、独立採算により運営すること。光熱水費は計測用の子メーターを設置して使用量を把握すること。

##### ｅ　市は、事業者に対して行政財産の目的外使用による使用料の徴収は行わない。

#### （イ）業務実施上の留意点

##### ａ　自動販売機の販売品目の形態（缶、ペットボトル、紙パック等）は事業者の提案に委ねるものとするが、資源の再生利用への考慮したものとすること。

##### ｂ　自動販売機の販売品目は飲料（アルコール飲料を除く。）を基本とするが、その他の販売商品については、市と協議の上設置することができる。

##### ｃ　事業者は、自動販売機設置に伴い発生するごみを適切に処理するため、自動販売機付近に容器回収箱を設置し、ごみの回収を実施するとともに、整理整頓し、清掃を実施すること。

##### ｄ　自動販売機の設置に当たっては転倒防止等の措置を施すこと。

##### ｅ　軽食コーナーの販売品目は飲料及び軽食を基本とするが、その他の販売商品については、市と協議することができる。

### イ　個人ロッカーの設置

事業者は、本施設の利用者のための個人ロッカーを設置すること。

#### （ア）基本的な考え方

##### ａ　ロッカーは鍵の機能をもたせること。

##### ｂ　ロッカーの設置台数、サイズ、設置場所は事業者の提案に委ねるものとし、市が適否を判断する。

#### （イ）業務実施上の留意点

##### ａ　ロッカー等の利用者の貴重品・所持品保管場所は、盗難防止対策を十分に行うこと。同時に、利用者のプライバシーへも配慮すること。

## （４）その他の付帯事業

事業者は、（２）・（３）に掲げる付帯事業のほか、本施設の設置目的に合致し、本事業の実施に悪影響を与えない範囲において、本施設の魅力向上や利用の促進、利用者へのサービス向上に資する付帯事業を実施することができる。